

公立大学法人横浜市立大学医学教育センター設置規程

制 定 平成 24 年 4 月 1 日 規程第 195 号
最近改正 平成 30 年 4 月 1 日 規程第 35 号

(設置)

第 1 条 本学医学部・附属 2 病院における教育・診療・研究の一体的な運用のもと、医学教育の質の向上を図ることにより、優れた医療人を育成することを目的として、大学に横浜市立大学医学教育センター（以下「センター」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項の検討、協議、策定及び実施を行うこととする。

- (1) 医学部医学科における教育のあり方に関すること
- (2) 医学部医学科における教育の内容、方法及び実施に関すること
- (3) 医学部医学科における教育の評価・改善に関すること
- (4) 医学部医学科の学生の学習環境及びその改善に関すること
- (5) その他医学部医学科における教育に関すること

(構成員)

第 3 条 センターに、センター長を置く。

- 2 センター長は、医学部長をもって充てる。
- 3 センターに、副センター長を置くことができる。
- 4 副センター長は、センター長が指名する。
- 5 センター長、副センター長の他、次に掲げるものをセンター構成員とする。
 - (1) 横浜市立大学医学部医学科部門設置要綱第 2 条に定める各部門の構成員
 - (2) 副学長
 - (3) 医学群長
- 6 センターには、教育ユニットに属する教員及び病棟実習ユニットに属する教員のうち、別表の人数の通り、専任教員が配置される。

(会議)

第 4 条 センター長は医学教育センター会議（以下、センター会議とする。）を招集できる。

- 2 センター会議については、公立大学法人横浜市立大学教育研究関係の職員及び諸会議に関する規程に定める。

(職務)

第 5 条 センター長は、センターの運営全般を掌理し、部門長を統括する。

- 2 センター長に事故あるとき、又はセンター長が必要と認めるときは、副センター長又はセンター長があらかじめ指名する部門長がその職務を代行する。
- 3 センター長はセンター会議及び部門長会議を、各部門長は各部門会議を、別に定めるところにより主宰・運営する。

4 副センター長は、センター運営に関し、センター長業務を補佐する。

5 センターの専任教員は別に定めるところによりその職務を遂行する。

(事務)

第6条 センターに関する事務は、医学教育推進課で行う。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月14日改正）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規程第35号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。